

月刊

日本行政

no.635
2025
october

10

Top
Message

令和7年度行政書士制度
広報月間について



吉野ヶ里遺跡（佐賀県）

◆ Leadership

- 行政書士制度の新しいステージに向けて

◆ Topics

- 各部・委員会等全体会議の開催報告
- 行政書士制度広報月間の取組
- 日本行政書士会連合会会則の一部変更に係る総務大臣認可について

「月刊日本行政」の紙版の発行・発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月号のみ）となりました。詳細はお知らせ記事を御確認ください。



宮本
重則

日本行政書士会連合会会長



令和7年度行政書士制度 広報月間について

平素より会員の皆様には、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）の会務運営に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年10月は行政書士制度の広報月間です。47の単位会長を始め、単位会の皆様におかれましても、広報月間への準備などに御尽力いただき、改めて感謝いたします。

この行政書士制度の広報月間は、国民や事業者の皆様には行政書士制度をPRする重要な機会であり、日行連と各単位会が協力し合い、全国一斉に広報活

動を展開することで各種事業活動に弾みをつけ、活性化を図るという大きな意義があります。また、昨今、頻発している豪雨や地震などの自然災害等に遭われた被災者の方々を始め、様々な生活上の困難から不安や悩みを抱える方々の御相談に行政書士として応えられるよう、単位会の皆様と協働して、相談事業を始めとした、広報月間の事業を推進してまいります。

日行連は、これまで「そうだ、行政書士に相談しよう!」という気運を高めるべく様々な事業活動を展開してまいりました。私の会長就任後は、これに加えて「かかりつけ行政書士を全国標準にしよ

う！」という会内の気運を醸成する活動を行っています。

この機会に、全国約5万4千人の会員の皆様それぞれの地域社会と密接に関わりを持ち、地域の皆様のための活動を通じて行政書士の認知度を高めることが、社会的評価の向上につながると考えています。本年度においても、各単位会の皆様を始め、関係の皆様のより一層の御協力をいただき、次のとおり「広報活動」と「監察活動」の二つの視点から活動を推進いたします。

広報活動について

日行連の主な広報活動としては、例年どおり、国民や事業者の皆様に行行政書士制度のPRをする広報活動を推進いたします。また、各地域における「行政書士無料相談」の実施を主導するとともに、総務省や全国の自治体の後援を得た行政書士制度PRポスターの掲示による行政書士制度の周知を推進いたします。これらを受け、各単位会や各地域の支部においては、無料電話相談窓口の設置や街頭無料相談会の実施、市民向け公開セミナーの開催など、地域での具体的な取組を展開してまいります。

私たち行政書士は、国民の皆様により添う存在です。相談会では、相談者に寄り添いながら、行政書士ならではの広い視野に基づく専門的な知見から解決に向けた助言を行うことはもとより、心情的な面の解決も目指して、相談者に満足していただけるように努めていただきたいと思います。

本年度も、多くの国民や事業者の皆様暮らしや事業についての御相談をいただけるようお願いいたします。

監察活動について

監察活動とは、行政書士や行政書士法人でない者（以下「行政書士等でない者」という。）が行行政書士業務を行うことを防止し、国民の権利利益を実現するための重要な活動です。広報月間では、各地域における監察活動を強化し、職域の確保及び行政書士制度の普及推進に努め、行政書士法の遵守徹底及び行政書士等でない者による行政書士業務の排除の

ための活動を推進いたします。

この活動を通じ、依頼者が法外な手数料を負担させられること、個人情報流出等の不利益を被ることを防止できます。国家資格者として都道府県知事の指導監督を受ける行政書士と何ら監督を受けることのない者とは、依頼者である国民の皆様にとって安全性・適切性・確実性に大きな差があることはいふまでもありません。コロナ禍における持続化給付金の不正受給等に行行政書士等でない者が関わり、国民の権利利益が侵害され、大きな社会問題になったことも記憶に新しいことと思います。このような事態を未然に防ぎ、国民の権利利益の実現に資するためには、国民が行行政書士を利用できる環境を整備し、各地域における継続的な監察活動を行うことが必要不可欠です。

各単位会の皆様におかれましては、日頃から、官公署を訪問していただき、行政書士等でない者の排除に関する協力依頼を行うとともに、行政書士法違反者並びに疑義のある者に対し注意喚起等を行われていることと存じます。この機会に、官公署との連携を更に密にされ、行政書士等でない者の排除に関する協力関係をより強固に構築していただきますようお願いいたします。また、注意喚起等を行った場合、その後の是正が行われたかどうかの確認にも集中的に取り組んでいただき、一歩進んだ課題の抽出等にかかしていただければと思います。

日行連としましても、今回の行政書士法第19条第1項の改正（業務の制限規定の趣旨の明確化）をいかし、全国的な取組の成果を参考にさせていただきながら、各単位会にも共有を図り、急速に進む社会のデジタル化を踏まえた新たな監察活動の強化・確立や、行政書士制度の維持発展に向けた諸課題の解決に向けて、関係部署において議論を重ねてまいりたいと考えています。

以上、広報活動や監察活動を通じて、地域社会に貢献し、国民や事業者の皆様の行政書士制度への理解と信頼を深めることをもって、その維持発展につなげてまいります。

本年度におきましても、行政書士制度の広報月間における各種事業の推進に御支援と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

10

日本行政

MONTHLY No.635 OCTOBER. 2025

Contents

Top Message

令和7年度行政書士制度広報月間について..... 1

Leadership

行政書士制度の新しいステージに向けて..... 4

今期事業執行に係る抱負..... 5

Topics

各部・委員会等全体会議の開催報告..... 10

行政書士制度広報月間の取組

広報月間の推進に向けて..... 19

令和7年度行政書士制度広報月間の実施について..... 20

広報月間によせて..... 21

監察活動実施の御案内..... 22

日本行政書士会連合会会則の一部変更に係る総務大臣認可について..... 23

Information

行政書士申請取次関係研修会(VOD方式)の御案内..... 24

一般倫理研修受講について..... 25

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について..... 26

■ ADR推進本部から..... 27

■ Pick UP!単位会..... 29

■ 令和7年度行政書士制度PRポスターの撮影現場から..... 30

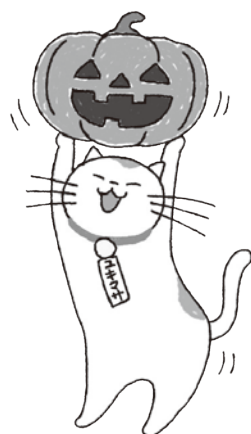
■ 中央研修所通信10月号..... 31

■ 日行連の主な動き(8月)..... 32

■ コスモスInformation..... 33

■ 会員の動き／広報部員のひとり言／..... 37

御協力をお願い ～日本行政を正確・迅速にお届けするために～



行政書士制度の
発展のために

行政書士制度の新しいステージに向けて

副会長 原田 誠

本年6月の定時総会において2期目の副会長職を拝命しました広島会所属の原田誠と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

念願の法改正（令和8年1月1日施行）が実現し、行政書士制度は新たなステージに向けて動き出します。この度の改正では、目的を使命に改めるとともに、デジタル社会の進展を踏まえ行政書士が職責を果たすべく「デジタル社会への対応」として業務の改善進歩を図るよう努めることとされています。

デジタル社会の本来の機能は、デジタル技術による利便等の恩恵を誰もが公平に等しく受けられる社会の実現にあります。

デジタル社会においては、許認可業務だけでなく、市民法務分野の業務においても電子化、オンライン化に向けた対応が求められます。公正証書の電子化、デジタル遺言への対応など、市民法務分野に関する業務も社会のデジタル化に向けた動きとともに大きく変化しようとしており、権利義務・事実証明に関する書類の作成だけに留まらず、デジタル化される一連の手続の中で求められる信憑性の担保や電子化される書類への対応など、これまで以上に幅広く専門職としての役割を担うことになると思います。行政書士が専門的知見をいかしサポートできるようスキルアップしていくことが重要です。

特定行政書士制度については、国民の視点に立った改正が行われ、国民の皆様方自身で申請された手続についても行政書士による不服申し立てが可能となり、これから想定される大規模災害の発生時において、行政書士が寄り添い支援をすることで被災者の権利利益の救済につながることを確信しています。また、コロナ禍で横行した不正申請による被害が国民に生じないよう「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」と業務制限の明確化とともに両罰規定の整備がなされました。

宮本会長の掲げる活動理念「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう！」は、これからのデジタル社会、超高齢社会において、国家資格者としての職責を果たすため、地域密着型の士業である行政書士の特性をいかした活動を端的に表現されたものと考えます。

これまで日行連で提唱してきた「そうだ、行政書士に相談しよう！」という活動理念を引き継ぎつつ、更に発展させ、地域に必要不可欠な存在となるための活動を全国の会員の皆様方と共に力を合わせ進めてまいりたいと思っています。

日行連では、総務部、法務業務部（法務事務・成年後見部門、権利義務・事実証明部門）、登録委員会を担当しています。総務部では、この度の法改正に伴った報酬ガイドラインの策定、一般倫理研修未受講者への対応、法務業務部では、超高齢社会に向けた高齢者総合支援、成年後見、デジタル遺言への対応などの市民法務分野に関する取組、登録委員会では、会員管理システムの稼働に伴う登録事務変更などの対応を進め、併せて、会員の皆様方に向けタイムリーな情報発信にも努めてまいります。

これから2年間、役員の皆様方と力を合わせ、更なる行政書士制度の発展に尽力してまいります。引き続き、事業推進への御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今期事業執行に係る抱負

会務運営の透明性と迅速性を求めて

総務部 部長 古川 正美



この度総務部長を拝命し、身の引き締まる思いでいます。行政書士制度は、社会の変化と共にその役割を進化させてきました。今、私たちはデジタル化の波の中で、業務の効率化と信頼性の向上を同時に求められています。総務部としては、こうした時代の要請に応えるべく、会務運営の透明性と迅速性を高め、会員の皆様が安心して活動できる環境づくりに努めてまいります。

特に、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進は喫緊の課題です。紙からデジタルへの移行は単なる手段ではなく、業務の質を高め、行政との連携を強化する重要なステップです。総務部では、会員の皆様が無理なく新しい仕組みに馴染めるよう、丁寧な情報提供と実務に即した支援を行ってまいります。

また、会員の声に耳を傾ける姿勢を大切に、現場の課題を的確に把握することで、制度の改善や研修の充実につなげていきたいと考えています。伝統を尊重しつつ、未来を見据えた柔軟な発想で、行政書士制度の更なる発展に貢献してまいります。

行政書士法の改正とデジタル化における今後の経理部

経理部 部長 宮元 仁



今期も引き続き、経理部長を拝命いたしました。

行政書士法の改正とデジタル化の波は、行政書士及び行政書士会に新たな形の事業展開をもたらすと確信しています。そしてそのためには、改正法に対応した迅速かつ正確な業務遂行は必須であり、同時に、デジタル技術を駆使した効率化が不可欠です。

行政書士は、AIを活用した書類作成支援ツール等を駆使することで、より高度な専門知識をいかしたコンサルティング業務に注力できるようになるものと期待しています。デジタル技術の浸透は、新たな業務領域の創出にもつながり、電子契約やSNSを活用した情報発信など、デジタル社会特有のニーズに応えることで、行政書士の活躍の場を広げることが可能になります。

しかし、デジタル化は同時に競争激化も招くため、専門性の深化に加え、顧客ニーズを的確に捉え、質の高いサービスを提供することが今以上に求められることとなります。行政書士は日々変化する社会に対応し、デジタル技術を積極的に活用することで、国民の暮らしを支えるリーガルパートナーとして、その存在感を増していくことになるでしょう。

経理部は、会則により会費の徴収、予算及び決算、金銭及び物品出納保管、特定個人情報等を取り扱う事務を担っています。デジタル化推進への投資が、中長期的には行政書士会全体の健全財政の確立と維持、更には前述の行政書士の活躍推進につながり、新時代の国民の権利利益を実現するものと確信しています。今後も、率先して行政書士会のデジタル化をけん引してまいります。

行政書士制度の普及・浸透に向けた広報活動の推進

広報部 部長 伴 将史



広報部では、本誌「月刊日本行政」の発行、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」の管理・運用を行うとともに、総務省の後援を受けて実施する広報月間事業、日行連公式キャラクターのユキマサくんを活用した広報活動等を推進しています。

「月刊日本行政」の魅力ある誌面作りやホームページの安定的な運用及び利便性の向上に努めることで、会員に対する業務に関する有益な情報提供並びに対外的な発信による行政書士の信頼性の向上を図ってまいります。また、広報月間事業において活用するユキマサくんは、老若男女を問わないその親しみやすいキャラクターで、行政書士が国民の身近な存在である「頼れる街の法律家」であることを広く周知することに貢献しています。行政書士制度 PR ポスターの活用と併せて、国民の制度への理解と信頼を得ること、行政書士制度の更なる普及・浸透につなげてまいります。

最後になりますが、これらの事業を通じて、会員の意識高揚を図るとともに、全国自治体との関係をより一層強固なものとし、ひいては行政手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することによって、国民の制度への理解と信頼を得ることに引き続き努めてまいります。

法規監察部事業における活動方針

法規監察部 部長 古田島俊憲



今期、法規監察部長に就任いたしました。会員の皆様には、日頃より法規監察部の事業に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

法規監察部の事業で重要なことは、①行政書士の職域を確保するとともに、国民の権利利益を守ること、②行政書士制度の目的実現のための後方支援をすることにあると考えています。この二つを実現するための活動方針を述べ、法規監察部としての事業執行に係る抱負とさせていただきます。

まず①についてですが、非行政書士行為の排除を目指すことは言うまでもありません。そのためには、行政書士法に抵触する可能性があるものとして情報提供された事案について、非違行為に当たるかどうか監察的な見地から判断し、非行政書士行為と見なされた場合にはしかるべき措置を採り、職域確保を図るとともに、国民の権利利益を守ってまいります。

次に②についてですが、諸法規の調査、研究、指導及び、各部、各委員会、各単位会から寄せられた照会案件に対し検討を行い、回答することにあります。また、デジタル社会の進展を踏まえ、国民の利便の向上、業務の改善進歩を図るよう努めることも行政書士制度の目的実現のための後方支援になるものと認識しています。

行政書士の業務範囲は、非常に多岐にわたるものです。職域確保を全面に出しすぎて監察活動を展開することは、他土業界や産業界からの反発を招き、その結果、国民からの支持を失う恐れがあります。そのようなことがないよう配慮を欠かさず、法規監察部員一丸となって事業を遂行してまいります。引き続き会員の皆様には、御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

許認可業務部の活動方針について

許認可業務部 部長 安野 光宣



許認可業務部は運輸交通・建設環境・農地土地利用・社労税務生活衛生の四つの部門に分かれています。それぞれに専門性が高く、我々行政書士にとっては大切な業務です。会則施行規則では、許認可業務全般の調査研究及び指導に関すること並びに新たな業務の開拓に関することが業務とされています。我々が取り組まなければならないことは多く、規則や事業計画により業務執行をしていかなければなりません、特に注力していきたい点を申し上げます。令和8年1月から改正行政書士法が施行されます。当部に大きく関係する改正点を活動の方針に入れています。一つは、業務の制限規定において、「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」とその趣旨が明確となったことです、従来と解釈が変わるわけではありませんが、今までの実状としては、法令の文言のみ都合よく解釈する業界団体や法人、個人がいたことは確かです。業務分野ごとに実状を調査し、国民の権利利益の実現のため、行政書士法遵守の意識を向上させるよう総務部、法規監察部と協力して進めたいと考えています。行政書士法の両罰規定が改正された点も丁寧に説明します。

次に、許認可の電子申請についてですが、現在急速にデジタル化が進んでおり、多くの官公署ではその対応をされています。改正行政書士法では職責規定が設けられ、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組が努力義務とされました。それは、国民の利便の向上のためとされています。デジタル化の対応はデジタル推進本部と協力して対応していきたいと考えていますが、許認可申請それぞれの実務上の課題や担当官公署との調整において当部門での役割は大きいと考えています。

そのほか、多くの分野で日々対応をしなければなりませんので、担当役員、部員、専門員が一丸となって対応していきます。

法務業務部の活動について

法務業務部 部長 坪川 貞子



法務業務部は、権利義務・事実証明部門と法務事務・成年後見部門から成ります。

今回の行政書士法の改正により、業務範囲や責務の明確化が進められ、行政書士の根幹業務である「権利義務又は事実証明に関する書類の作成」の重要性は、これまで以上に高まると考えられます。

契約書や各種証明書の作成、遺言書や遺産分割協議書の作成など、特に、財産管理・成年後見関連分野においては、行政書士が適切に作成することで、後日のトラブル回避につながる紛争予防法務の役割を担うこと、更には公正証書等のデジタル化への対応などにより、国民生活に直結する分野での役割が拡大すると思われます。

超高齢社会の到来とともに、成年後見・財産管理に関するニーズが拡大し、行政書士は身近な相談相手として、高齢者や家族の権利保護に大きく貢献できるよう積極的に取り組んでまいります。

法務省や日本公証人連合会との連携を始め、所有者不明土地、空き家対策などの各施策においても積極的に関与するため、関係省庁との連携を強化してまいります。これらの情報収集や知識習得にも取り組み、行政書士が果たすべき役割について広く情報発信していきたいと思います。

法務業務部では、各部門の連携に加え、成年後見4団体とも意見交換を重ねることで、行政書士業務の強みを最大限にいかした活動を推進してまいります。皆様の御支援御協力を心よりお願い申し上げます。

国際・企業経営業務部の事業執行について

国際・企業経営業務部 部長 櫻田 直己



<国際部門>

入管行政の大きな動きに行政書士がスピーディーに対応するためには、最新情報の共有が欠かせません。そのため入管庁との協議や各種団体との連携を求めています。特に在留資格「特定技能」「育成就労」の運用に関する情報収集を継続し、特定技能制度における特定産業別分野及び業務区分については所管省庁が異なっていることから、横断的な情報収集体制と行政書士制度発信の強化にも努めています。

<知的財産部門>

デジタル化や生成 AI の普及に伴い、著作権を中心とした権利保護の在り方が社会的に注目されています。私たち行政書士が相談や教育活動を通じて果たすべき役割は一層大きくなっています。著作権相談員の研修の充実や、山口大学・ACCS・日行連の三者連携を進めるなど、単位会、会員の皆様と共同しながら、知的財産分野における活動を積極的に展開してまいります。

<企業支援部門>

物価高騰や人手不足など事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている中、補助金申請や事業承継支援を始め、行政書士の専門性をいかした実務支援は地域社会を支える大きな力であると考えています。日本政策金融公庫でのメルマガ寄稿や各種団体へオンライン申請を始めとするデジタル化への対応について連携を図りながら、行政書士の活用が事業者の持続的発展に寄与することを発信してまいります。

当部全員で力を合わせ各事業に取り組んでまいります。皆様の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

デジタル推進本部の今後の活動について

デジタル推進本部 本部長 関谷 一和



昨年度に引き続きデジタル推進本部本部長を拝命いたしました、千葉会の関谷と申します。

昨年度は、2年前にデジタル庁と日行連が締結した連携協定に基づき様々な取組を行いました。中でも、G ビズ ID を利用した事業者と行政書士のオンライン上での委任関係の構築が簡便化されたこと、そしてこの G ビズ ID を利用すれば補助金オンライン申請のポータルサイトである「J グランツ」において行政書士の G ビズ ID だけで申請手続が進められる「代理申請機能」が実装されたことは、政府が推進しようとしている「全ての事業者向けのオンライン手続を一つのポータルサイトに集約する」という壮大な構想の第一歩に行政書士会として多大な貢献ができたことの一つの証左として大変誇りに思うところです。

さて、今般の行政書士法の改正により、我々行政書士は「国民の権利利益の実現に資する」という重大な使命を果たすため、「デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用(等)を通じて」「国民の利便の向上及び(行政書士)業務の改善進歩を図るよう努める」ことが職責と定められました。

デジタル推進本部では、我々行政書士が、この使命を深く自覚し、与えられた職責を全うして、誰一人取り残されない人に優しいデジタル社会の実現に貢献していくために、これまで以上に社会のニーズをいち早く捉え、政府・自治体、そして我が国社会へ積極的に提案していく所存です。

今後とも皆さまの深い御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

改正行政書士法の定着と活用に向けて

行政書士制度調査室 室長 大塚 謙二



近時の行政書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、行政書士の使命及び職責を明らかにする規定を設けるとともに、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務の制限規定の趣旨の明確化や両罰規定の整備等に関する行政書士法の改正が行われました。

参議院総務委員会の会議録にも残されているとおり、改正法の令和8年1月1日施行に当たっては特定行政書士による行政不服申立て業務の適正性の確保や国民の利便性向上の観点から、当該手続に関する業務実態の調査や事例の収集に努めることが求められており、行政書士制度調査室では、これらの手当てとして新たに「不服申立事業推進分科会」を設け事例収集や業務推進方法の研究に当たることにいたしました。また、先の定時総会で承認された会費に係る会則改正の施行を念頭に置いて、会員増強策検討の研究セクションとして「組織拡大事業分科会」を設けて調査内容を担当部門に提案させていただきます。

さらに、次なる法改正実現に向け、「民事法務デジタル化分科会」を新しく設けた上、同分科会での調査研究を既存の政策情報分科会や条解行政書士法分科会と連携しつつ推し進めてまいります。その結果、日行連としての総合戦略的な対応方針・施策の一助となるよう、執行部に提言できればと考えています。

引き続き、3期目となる行政書士制度調査室長ですが、気持ちも新たに誠実に努めてまいる所存ですので、皆様には温かい御支援と御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

中央研修所の事業執行について

中央研修所 所長 奥村 拓樹



この度、中央研修所所長を拝命いたしました。この重責を担うに当たり、一言御挨拶させていただきます。

中央研修所は、行政書士が、その時代が求める行政手続の専門家として活動できるよう、VOD配信による150本を超える研修コンテンツを通じ、コンプライアンス研修等の基礎研修、業務研修、倫理研修、政策関係研修、特定行政書士関係研修等、多様なニーズに応えるプログラムを展開し、現場感覚と制度的視座の双方を備えた研修機会を提供しています。

今般の行政書士法改正は、デジタル社会に機能する行政書士、特定行政書士の業務範囲拡大を始め、制度の歴史において大きな転換点を画するものです。行政書士に課せられた社会的使命は一層高度化し、国民の権利利益実現の担い手として、その専門性と責任がこれまで以上に明確に問われる時代に入ったといえます。

このような新たな局面における中央研修所の責務は、改正法の趣旨等を研修事業に反映し、行政書士がそれを実務にいかせるよう基盤を整備することにあると考えています。

中央研修所の運営においても、会員の皆様の声を真摯に受け止め、会員が等しく質の高い能力担保の機会にアクセスできる体制を更に強化し、研修が制度全体の信頼確保、ひいては国民の権利利益の実現に資することに直結するよう努めてまいります。引き続き御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

各部・委員会等全体会議の開催報告

令和7年8月7日(木)、各部、委員会等の構成員等約200名が東京都港区の第一ホテル東京に参集し、各部・委員会等全体会議が開催された。宮本会長から事業推進の目的や取組方針等が説明されるなど、本年度の事業活動を本格スタートするに当たっての基本的な考えが共有され、一丸となって事業執行に当たるための体制が整えられた。また、翌8日(金)には各部、委員会等の分科会が虎ノ門タワーズオフィス各会議室で開催され、本年度事業の具体的推進について、それぞれ協議された。



宮本会長と常任会長

各部・委員会等全体会議 次第

司会：総務部長 古川 正美

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 配付資料・日程の説明
- 4 令和7年度事業執行に係る基本方針について
日本行政書士会連合会会長 宮本 重則
- 5 「デジタル社会に機能する行政書士法の改正」
成立実現への経緯と今後の行政書士の役割
日本行政書士政治連盟会長 常住 豊
- 6 改正法の概要
日本行政書士会連合会専務理事 田後 隆二
- 7 使命・職責規定等について
日本行政書士会連合会常任理事 関谷 一和
- 8 特定行政書士の業務範囲の拡大等について
日本行政書士会連合会特定行政書士制度普及推進委員会
委員長 徳永 浩
- 9 行政書士制度における最近の動向と地方行政をめぐる諸課題について
総務省自治行政局行政課 課長 植田 昌也
- 10 閉会のことば

全体会議は午後1時30分、古川総務部長の司会で開会した。原田副会長による開会のことば、会長あいさつの後、本題に入った。

最初に宮本会長から本年度事業の推進に当たり、その目的や取組方針、今般の法改正に係る内容の説明及びその考え方などが説明され、続いて常住日政連会長から、法改正実現の経緯と行政書士の役割が説明されるとともに、次なる法改正のための引き続きの協力が求められた。

次に、田後専務理事から改正法に係る概要の説明がなされ、続いて、関谷常任理事から改正行政書士法によって期待されること及びデジタル化推進に当たり行政書士に必要なことについて説明がなされた。その後、徳永特定行政書士制度普及推進委員会委員長から特



徳永委員長

定行政書士の業務範囲の拡大、業務の制限規定の趣旨の明確化について説明された。

最後に、総務省自治行政局行政課課長 植田昌也様から「行政書士制度における最近の動向と地方行政をめぐる諸課題について」と題し、行政書士制度における最近の動向を始め、地方行政の課題等について御講演をいただいた。今後、行政分野においてもデジタル化が一層進展するとして、行政書士には国民の側に立ったデジタル化対応での活躍を期待している旨が述べられ、講演は終了した。



総務省 植田課長

3時間半にわたる全体会議を通じて、国民の権利利益の実現及びデジタル社会に機能する改正行政書士法とそれに係る行政書士の役割について、参加者の理解が高められた。そして宮本会長の新体制の下、組織を挙げ、一致団結して事業に取り組む重要性が共有され、全体会議は終了した。

会長、副会長、専務理事、常任理事、監事（敬称略）

注）会議当日にオンライン出席又は欠席の方は、写真掲載がありません。構成員としてのお名前は記載しています。

会長・副会長



左から：岩崎・平岡・竹田・宮本・西村・原田

宮本 重則（東京会）	
原田 誠（広島会）	平岡 康弘（静岡会）
岩崎 雅幸（山形会）	竹田 勲（愛知会）
西村 誠（大阪会）	河野 芳輝（宮崎会）

専務理事



左から：田後・関口

田後 隆二（神奈川会）
関口 隆夫（埼玉会）

常任理事



後列左から：坪川・櫻田・関谷・大塚・奥村
前列左から：古川・宮元・伴・古田島・安野

宮元 仁（北海道会）	伴 将史（宮城会）
関谷 一和（千葉会）	古川 正美（茨城会）
安野 光宣（栃木会）	古田島俊憲（群馬会）
坪川 貞子（福井会）	大塚 謙二（富山会）
奥村 拓樹（大阪会）	櫻田 直己（熊本会）

監 事



左から：森岡・田村

森岡 丈晴（宮城会）
北里 佳紀（熊本会）
田村 洋平（会員外）

各部、委員会、本部等（敬称略）

注）会議当日にオンライン出席又は欠席の方は、写真掲載がありません。構成員としてのお名前は記載しています。

■ 総務部



後列左から：西村・田中・廣田・中野・中村
前列左から：木村・古川・原田・関口

担当副会長：原田 誠
専務理事：関口 隆夫
部長：古川 正美
次長：木村 宏政
部員：西村 公一、田中 誠、
廣田 稔、中野 智司、
中村 四郎

■ 経理部



後列左から：石原・木原・吉田
前列左から：今田・宮元・岩崎・関口

担当副会長：岩崎 雅幸
専務理事：関口 隆夫
部長：宮元 仁
次長：今田 重治
部員：木原健二郎、石原 静、
吉田 修

■ 広報部



後列左から：成田・大門・益子・吉田・野崎
前列左から：奥野・伴・竹田・関口

担当副会長：竹田 勲
専務理事：関口 隆夫
部長：伴 将史
次長：奥野慎太郎
部員：成田眞利子、大門 則亮、
益子 光宣、吉田 明浩、
野崎 晃

■ 法規監察部



後列左から：藤田・林・飯田
前列左から：稲本・古田島・平岡・田後

担当副会長：平岡 康弘
専務理事：田後 隆二
部長：古田島俊憲
次長：稲本 太一
部員：林 幹、藤田 育伸、
飯田 弘樹

■ 許認可業務部

担当副会長：平岡 康弘
専務理事：関口 隆夫
部長：安野 光宣



後列左から：八十川・中野・松澤・村上・中川
前列左から：高村・安野・平岡・関口

(運輸交通部門)

次長：高村 浩子
部員：中野 俊雄、松澤 勇太、八十川英剛、
村上 篤、中川 正彦
専門員：伊藤 大介、吉川 真人



後列左から：宮脇・岡田・杉山・中島
前列左から：土田・安野・平岡・関口

(農地・土地利用部門)

次長：土田 哲
部員：杉山久美子、岡田 清之、雨宮 伸幸、
中島 肇、宮脇万記臣
専門員：阿部 誠



後列左から：青池・水崎・中井
前列左から：横山・安野・平岡・関口

(建設・環境部門)

次長：横山 勝
部員：青池 典人、小出 秀人、川崎 雅彦、
水崎由佳子、中井 英樹



後列左から：太田・福井・井上・栗田
前列左から：村山・安野・平岡・関口

(社労税務・生活衛生部門)

次長：村山 豪彦
部員：太田 光、庄司真一郎、栗田 峰至、
井上 超由、福井 伸暁

■ 法務業務部

担当副会長：原田 誠
専務理事：田後 隆二
部長：坪川 貞子



後列左から：岡本・山崎・田崎・山本・内谷・中村・岡村
前列左から：渡邊・河原・坪川・原田・田後・眞榮里

（権利義務・事実証明部門）

次長：河原 達彦
部員：渡邊 淳、眞榮里孝也、山本 修三、
田崎 敏男、山崎 節子、岡本 祐樹、
内谷 克章、中村 修一、岡村奈七江



後列左から：須賀・中村・菊地・齊藤・熊谷
前列左から：関谷・坪川・原田・田後・山本

（法務事務・成年後見部門）

次長：関谷 一和
部員：山本 修三、菊地 淳史、齊藤 志郎、
須賀 雄一、中村 好孝、谷澤 祐樹、
熊谷 郁美

■ 国際・企業経営業務部

担当副会長：竹田 勲
専務理事：田後 隆二
部長：櫻田 直己



後列左から：河野・蓬田・下川原・川西
前列左から：柴田・櫻田・竹田・田後

（国際部門）

次長：柴田 陽子
部員：下川原孝司、蓬田 悦子、川西 孝昭、
河野 聡、古城 良、黒木 哲也



後列左から：高橋・大塚・水野
前列左から：野崎・櫻田・竹田・田後

（知的財産部門）

次長：野崎 径裕
部員：大塚 大、高橋 輝、水野 悠

■ 国際・企業経営業務部



後列左から：江口・中村・石原・山室
前列左から：川村・櫻田・竹田・田後

(企業支援部門)

次 長：川村 浩史
部 員：山室 光弘、石原 静、赤沼慎太郎、
江口 公晴、中村美帆子

■ 登録委員会



後列左から：土田・渡邊・木村・本間
前列左から：小宮・田後・原田・関口

担当副会長：原田 誠
委 員 長：田後 隆二
委 員：関口 隆夫、本間 潤子、木村 宏政、
渡邊 淳、土田 哲、小宮 淳

■ 申請取次行政書士管理委員会



後列左から：川村・三浦・鈴木
前列左から：田後・本間

担当副会長：河野 芳輝
専 務 理 事：田後 隆二
委 員 長：本間 潤子
副 委 員 長：川村 浩史
委 員：鈴木 健一、三浦 洋子
※出入国在留管理庁から2名

■ 規制改革委員会



後列左から：高野・石井・若林・川添・関・大西
前列左から：関口・岩崎・田村・池垣

担当副会長：岩崎 雅幸
専 務 理 事：関口 隆夫
委 員 長：田村 公隆
副 委 員 長：池垣真理子
委 員：若林 三知、川添 亨、石井 伸幸、
関 比佐江、高野 雅史、大西 勝一

■ 裁判外紛争解決手続(ADR)推進本部



左から：河上・西村・杉山・関口・子安

担当副会長：西村 誠

専務理事：関口 隆夫

本部長：杉山久美子

副本部長：竹内 正也

委員：河上 隆、子安 幸代、船阪 悟

■ 法改正推進本部



後列左から：日當・櫻田・坪川・安野・古田島・宮元・伴・奥村・関谷・大塚・関口・田崎

前列左から：田後・西村・岩崎・原田・宮本・常住・平岡・竹田・古川

本部長：宮本 重則

副本部長：常住 豊

委員：原田 誠、平岡 康弘、岩崎 雅幸、
竹田 勲、西村 誠、河野 芳輝、
田後 隆二、関口 隆夫、古川 正美、
宮元 仁、伴 将史、古田島俊憲、
安野 光宣、坪川 貞子、櫻田 直己、
奥村 拓樹、関谷 一和、大塚 謙二

顧問：日當 正男、田崎 敏男、國井 豊

■ デジタル推進本部



後列左から：佐藤・涌井・篠崎・中島・松村・服部・飯田
前列左から：奥野・浦野・関谷・竹田・田後・渡辺

担当副会長：竹田 勲

専務理事：田後 隆二

本部長：関谷 一和

副本部長：浦野 英樹

委員：奥野慎太郎、佐藤 貴博、篠崎 亮平、
中島 肇、涌井 史明、渡辺 尚美、
松村 憲治、服部 真和

専門員：飯田 森

■ 自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)対策特別委員会



後列左から：渡邊・高村・松丘・菊地

前列左から：岩崎・小宮・平岡・関口

担当副会長：平岡 康弘

専務理事：関口 隆夫

委員長：小宮 淳

副委員長：岩崎 智也

委員：高村 浩子、松丘 晃、渡邊 英子、
菊地 幸雄

■ 特定行政書士制度普及推進委員会



後列左から：松村・荻原・安・松葉・深谷
前列左から：田岡・関谷・徳永・岩崎・田後・酒匂

担当副会長：岩崎 雅幸
専務理事：田後 隆二
委員長：徳永 浩
副委員長：関谷 一和
委員：田岡 崇、酒匂 桂子、大塚 政秀、
安 圭一、荻原 政吉、松葉 豪、
松村 憲治、深谷 康雄

■ 大規模災害対策本部



後列左から：櫻田・坪川・安野・古田島・田後・宮元・伴・
奥村・関谷・大塚
前列左から：関口・西村・岩崎・原田・宮本・平岡・竹田・
古川

本部長：宮本 重則
副本部長：原田 誠、平岡 康弘、岩崎 雅幸、
竹田 勲、西村 誠、河野 芳輝

（災害対策部）

部長：関口 隆夫
副部長：田後 隆二
部員：古田島俊憲、安野 光宣、坪川 貞子、
櫻田 直己

（復興支援部）

部長：古川 正美
副部長：宮元 仁
部員：伴 将史、奥村 拓樹、関谷 一和、
大塚 謙二

（災害復興支援員派遣部）

部長：平岡 康弘
副部長：奥村 拓樹
部員：伴 将史、櫻田 直己、関谷 一和、
大塚 謙二

■ 行政書士制度調査室



後列左から：豊福・黒田・本田・川合・菅谷・大岩・飯田・
竹内
前列左から：鎌田・伊藤・相場・田後・大塚・徳永・齊藤・
我妻・服部

担当副会長：河野 芳輝
専務理事：田後 隆二
室長：大塚 謙二
副室長：徳永 浩
委員：相場 忠義、齊藤 望美、伊藤 浩、
我妻 敦、鎌田 惇、服部 隼和、
竹内波美男、川合 礼恵、大岩 隆哉、
黒田 淳子、菅谷 修、本田 圭、
中川 達也
専門員：飯田 森、山本慎一郎、吉本 昌広、
豊福 崇、徐 裕景

■ 法教育推進委員会



後列左から：相川・今井・善養寺・小林・濱田・深田
前列左から：橋本・松村・青木・関口・山賀

担当副会長：河野 芳輝
専務理事：関口 隆夫
委員長：青木 克博
副委員長：松村 和人
委員：橋本奈津子、山賀 良彦、相川 功之、
今井 敦史、善養寺貴洋、小林 幸弓、
濱田 典子、深田久美子

■ 暴力団等排除対策委員会



後列左から：石田・星山・藤原・河野
前列左から：医王田・青手木・西村・関口

担当副会長：西村 誠
専務理事：関口 隆夫
委員長：青手木良次
副委員長：向井 隆郎
委員：医王田勝美、石田 裕子、西野 勝弘、
星山 潤三、藤原 茂、河野耕八郎、
田中 雄一

■ 中央研修所



後列左から：本間・関谷・櫻田・安野・坪川
前列左から：関口・奥村・和田

所長：奥村 拓樹
副所長：関口 隆夫
副所長：和田 英幸
総務部 部長：本間 潤子
企画部 部長：関谷 一和
基礎研修部 部長：櫻田 直己
業務研修部 部長：安野 光宣
政策研修部 部長：坪川 貞子

■ 権利擁護推進委員会



後列左から：上池・内藤・上島・高村・野本
前列左から：田後・西村・大口・江尻・細川

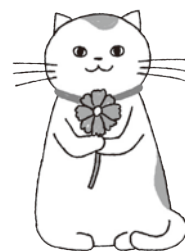
担当副会長：西村 誠
専務理事：田後 隆二
委員長：大口 晋
副委員長：永光 由樹
委員：細川 榮子、江尻光太郎、上池 敏子、
上島 聡、内藤 広子、高村 麻実、
野元 恵水

■ 選挙管理委員会



左から：鶴沼・水野・本間・黒田・小笠原

委員長：水野 晴夫
副委員長：小笠原嘉宏
委員：鶴沼 理人、本間 大介、黒田 敬子、
黒田 積



行政書士制度広報月間の取組

広報月間の推進に向けて

日本行政書士会連合会 広報部

本年も行政書士制度広報月間を迎えます。例年に倣い、別掲の「令和7年度行政書士制度広報月間実施基本要綱」に基づき、全国の行政書士会が様々な催しや相談会を通じて、行政書士制度のPRを推進してまいります。

さて、日行連広報部では、主として本誌『月刊日本行政』の発行、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」（以下「連 con」という。）の管理・運用を行うとともに、総務省の後援を受けて実施する広報月間事業、行政書士記念日事業、日行連公式キャラクターのユキマサくんを活用した広報活動を推進しています。

ホームページを安定して運用することは、国民に対する行政書士業務の周知や制度の普及に資するほか、使いやすい会員検索機能や分かりやすいコンテンツを提供し、ユーザーが欲しい情報にいつでも簡単にアクセスできる環境を整えることで、行政書士の信頼の向上やイメージアップに役立っています。そのため、日行連では、一昨年9月に、国民・会員の皆様により見やすく、使いやすいホームページ・会員サイトとして御利用いただけるよう、日行連ホームページ及び連 con のリニューアルを実施しました。国民・会員の皆様のニーズに合わせた様々な最新情報を掲載していますので、会員の皆様におかれましては、日々の業務はもちろん、広報活動にも是非御活用ください。

本年度も引き続き、本誌の更なる誌面の充実やホームページ等を活用した情報提供を行い、会員の皆様に対し業務に関する有益な情報提供に努め、対外的にも日行連の方針等を発信しています。また、デジタル化の波に残されることのないよう、本年4月から本誌の段階的なデジタル化に向けた取組を進めており、今後も国民や会員の皆様のニーズに合わせて、日行連ホームページ及び連 con の更なる利便性の向上に向けた検討を行ってまいります。

本年度の行政書士制度PRポスターには、卓球金メダリストの水谷隼さんを起用しました。水谷さんは、スポーツキャスターを始めバラエティ番組などで活躍なさっており、知名度、人気度共に高く、「行政書士は頼れる街の法律家」というキャッチコピーと合わせることで、行政書士の更なる認知度向上に貢献していただけるものと考えています。

また、行政書士制度PRポスターの作成に合わせて、水谷さん出演の行政書士制度PR動画も制作し、日行連のYouTubeチャンネルにおいて公開しています。SNSを活用した対外的な広報活動を積極的に行い、若年層を始めとした幅広い年齢層にも興味を持っていただけるよう、多方面に広報活動を展開してまいります。

最後に毎年申し上げていることですが、広報活動は、その成果を一朝一夕に実感することはできません。各単位会において、継続して地道に取り組まなければ、望むような成果にはたどり着きません。

また、日頃から会員一人ひとりが誠実に業務を遂行し、国民の負託に応えて社会との信頼関係を構築していかなければ、十分な効果は望めません。日行連としてもこの機会に、各種の活動が全国の単位会や会員の皆様の不断努力により支えられていることを再認識し、皆様の活動が有意義なものとなるよう、全国組織としての広報活動の在り方を検討してまいります。

新時代における行政書士の地位向上に資するべく広報活動を推進してまいりたいと考えていますので、本年度も関係者一丸となって行政書士制度広報月間を推進していただきますよう、御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和7年度行政書士制度広報月間の実施について

<広報部>

本会及び各都道府県行政書士会では、毎年10月を行政書士制度広報月間と定め、行政書士制度の普及・浸透及び適正な運用と会員の意識高揚を図り、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に質し、もって国民の権利利益の実現に資するべく、無料相談や社会貢献事業等の様々な活動に取り組むこととしています。

本年も、以下基本要綱に基づき実施いたしますので、会員各位におかれましては、広報月間の趣旨について御理解の上、各都道府県行政書士会の取組に積極的に御協力くださいますようお願いいたします。

令和7年度行政書士制度広報月間実施基本要綱

1. 期 間 (1) 準備期間：令和7年 9月1日(月) から 9月30日(火) まで
(2) 実施期間：令和7年10月1日(水) から10月31日(金) まで
2. 推進団体 日本行政書士会連合会
3. 実施団体 日本行政書士会連合会・各都道府県行政書士会
4. 後 援 総務省・各都道府県(申請予定)
5. 目 的
 - (1) 行政書士の各種業務及び社会貢献に関する広報活動及び監察活動に一層積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することにより、国民の理解と信頼を得ることを通じて行政書士制度の更なる普及・浸透を図る。
 - (2) 行政書士法の適正な運用を通じて行政書士の社会的使命を遂行し、業務の拡大と会員の資格者たる意識の高揚を図る。
6. 具体的計画の策定
 - (1) 本月間用の資料及びポスター等の効果的活用を図るとともに、行政書士電話相談、街頭無料相談の開設等により、直接国民に働きかける広報活動を展開する。
 - (2) 官公署と住民との橋渡し役としての適正な役割を果たすため、関係官公署に対し窓口における理解と協力を求める。
 - (3) 友誼団体並びに関係団体との友好関係を保持増進し、行政書士制度への理解を求める。
7. 報 告

各都道府県行政書士会は、今後の制度発展の参考に資するため、行政書士制度広報月間実施結果報告書を日本行政書士会連合会に提出する。

広報月間によせて

法規監察部

日頃から法規監察部の事業推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「行政書士制度“広報月間”」は、当初「行政書士制度“監察月間”」と称し、「行政書士制度“強化月間”」時代を経て、平成19年度から広報活動の推進とともに行政書士制度の趣旨を徹底する現在の形へと変化してきました。

こうした変遷の背景には、私たち行政書士の業務範囲が極めて広範であり、全ての業務において職域確保を前面に掲げて厳格に強権的な監察活動を展開することは、他士業や産業界との軋轢を生み、その結果として国民からの信用を失い、行政書士制度自体に拒絶反応を引き起こすのではないかという懸念があったことも関係しているものと思われます。

このことから、日行連では、予防的観点から行政書士法の違反事例を把握し、外部に注意喚起していくことを主として監察活動を展開してまいりましたが、コロナ禍以降、行政手続のデジタル化が急速に進展し、また、補助金等申請支援ビジネスが急増する中で、なりすましや悪意ある無資格の個人や団体による不正手続、法外な手続報酬の請求など、非行政書士行為が顕在化してきている実状があります。

令和7年6月6日には「行政書士法の一部を改正する法律案」が成立し（令和8年1月1日施行）、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定（法第19条第1項）に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられ、「会費」等のいかなる名目であっても「報酬」に該当することが明確化されました。あわせて、行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反（第21条の2）及び名称の使用制限違反（第22条の4）に対する罰則について、個人だけでなく、その法人に対しても罰則を科す両罰規定が整備されました。

法規監察部では、今般の法改正を踏まえ、デジタル社会においても行政書士法が遵守され、国民の権利利益が損なわれることがないように、今一度、各単位会の監察活動における課題等の把握に努め、日行連の監察活動に係る方針を検討してまいりたいと考えています。

各単位会におかれましては、本年度においても全国の行政機関、公共的団体、業界団体、国民・地域住民に対する行政書士制度の普及啓発及び監察活動を継続していただくとともに、令和8年1月1日の改正法の施行も見据え、関係各所への周知等により一層取り組んでいただきますよう、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

この度の法改正を契機として、国民の間に行政書士制度に対する理解が深まり、行政書士又は行政書士法人でない者による違法行為が抑制され、「もって国民の権利利益の実現に資すること」（法第1条）となることを願っています。

監察活動実施の御案内

<法規監察部>

本会では、10月に実施される「行政書士制度広報月間」に合わせて監察活動にも取り組むこととしています。各単位会に宛てて以下の書面（抜粋）を発信していますので、御一読くださるようお願いいたします。

日行連発第537号
令和7年8月8日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則
法規監察部
部長 古田島 俊憲

「行政書士制度広報月間」における監察活動の実施について

平素は、本会の事業推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会では、本年10月1日から同月31日までを「行政書士制度広報月間」として定め、制度の普及・浸透を図る目的で様々な活動を展開することとしています。

本年度においても、この機会に広報活動と表裏をなす監察活動を全国的に実施することとし、各単位会におかれましては、下記のとおりご協力くださいますようお願い申し上げます。

本年度については、継続性の観点から昨年度と同様に「医療法人関係業務」を重点活動項目とし、非違事例の総量的把握という手法による調査を推奨いたします。本調査の主眼は、一般予防的意味に重点を置いた監察活動にあり、非違事例の総量的な把握という手法を梃子として外部に注意を喚起することを目的としています。

もとより、他分野及び他手法による調査等の監察活動を否定するものではありませんので、この点ご留意のうえ、各地の実情に応じた活動もあわせて推進されるようお願いいたします。

つきましては、当該活動の成果を上げるため、下記の諸点を中心に、貴会の実情に応じた計画を策定され、監察活動の実施についてご対応くださるようお願いいたします。

記

- 1 各都道府県主管部長より、各局部課、警察本部、市町村及びその出先機関の長に対し、「行政書士制度広報月間」の趣旨の徹底が図られるための、文書発出の協力要請。
- 2 関係各団体、特に建設業協会、自動車販売店協会、食品衛生協会、料理飲食店組合、遊技業組合、風俗営業組合、産業廃棄物協会等と十分協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 3 友誼団体として、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、社労士会、宅地建物取引業協会、建築士会等の各団体と協議をし、行政書士法遵守方の協力要請。
- 4 重点活動項目「医療法人関係業務」に係る都道府県・市町村に対する調査。

日本行政書士会連合会会則の一部変更に係る 総務大臣認可について

令和7年6月19日に開催いたしました令和7年度定時総会において議決された日本行政書士会連合会会則（昭和46年11月5日自治大臣認可）の一部改正について、令和7年8月29日付け総行第403号にて総務大臣の認可を受けましたので御報告いたします。

なお、会則中の附則は次のとおりです。

附 則

- 1 この会則は、認可の日から施行する。ただし、改正後の第3条第六号及び第62条の3第2項の規定は、行政書士法の一部を改正する法律（令和7年法律第65号）の施行の日（令和8年1月1日）から施行し、改正後の第40条第2項第二号及び第44条第2項の規定は、認可の日以降の日であって規則で定める日から施行するものとし、施行日から3か月の間は、従前の例によることができるものとし、改正後の第76条第2項の規定は、令和9年4月1日からの会費の額に適用する。
- 2 本会は、本会の事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、この会則の施行の日から起算して5年を経過する日までの間に、改正後の第76条第2項に定める会費の額について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（令和7年8月29日総務大臣認可）

※改正条文は、月刊日本行政8月号（No.633）掲載の令和7年度定時総会議案資料の第3号議案～第5号議案を御参照ください。

【記事 URL】 https://www.gyosei.or.jp/system/files/1753405495/202508_nihon-gyosei_No633.pdf

（連 con ログイン後に御覧いただけます。）

「災害復興支援員」を募集しています

令和6年9月25日付けで「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結したことを踏まえ、本会大規模災害対策本部では、将来的な大規模災害の発生に備えて、平時から被災自治体を支援する会員（災害復興支援員）を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要があると考えています。

上記趣旨に御賛同くださる方、「災害復興支援員」に関心を持たれた方におかれましては、以下の会員専用サイト「連 con」の該当ページにアクセスの上、詳細を御覧ください。

日頃から会員一人ひとりが、自分も被災者になり得るということを胸に刻み、防災・減災の意識を高めるとともに、共助の精神を培っていくことが重要であると考えています。皆様の御参加をお待ちしています。

御理解御協力のほど、よろしくお願いいたします。

会員専用サイト「連 con」:

<https://www.gyosei.or.jp/members/others/20250401>



特別倫理研修

行政書士申請取次関係研修会（VOD 方式）の御案内

<申請取次行政書士管理委員会・中央研修所>

日行連倫理研修規則に基づいて実施する特別倫理研修（申請取次関係研修）について、令和7年度の今後の開催日程をお知らせいたします。

当該研修は、各会員が個々の端末（パソコン・タブレット・スマートフォン）から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD（ビデオ・オン・デマンド）システムに登載されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であれば、いつでも何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

なお、各研修会の申込み等の詳細については、会員専用サイト「連 con」にて都度、御案内いたしますので、御確認くださいようお願いいたします。

各研修会開催案内等の掲載場所

◆日行連ホームページ TOP>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>（連 con ログイン後に御覧いただけます。）

令和7年度（令和7年11月～令和8年3月）開催概要

研修会区分	受講期間	開催案内 (会員サイト 詳細発表)	申込期間	修了証書発行日 (同日発送予定)	結果通知 発送予定日 (基準未到達者のみ)
事務研修会 (新規)	11月14日(金) ～11月25日(火)	9月中旬	10月3日(金) ～10月9日(木)	12月15日(月)	-
実務研修会 (更新)	令和8年1月19日(月) ～1月29日(木)	11月上旬	11月26日(水) ～12月2日(火)	令和8年 2月12日(木)	令和8年 2月18日(水)
事務研修会 (新規)	2月20日(金) ～3月2日(月)	12月中旬	令和8年1月7日(水) ～1月14日(水)	3月23日(月)	-

※開催概要は現時点での予定であり、変更される場合があります。

※各研修は定員制です。申込期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切らせていただきます。

○研修会の区分

事務研修会：入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

実務研修会：地方出入国在留管理局から届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を対象とする研修会です。

【特例措置】既に届出済証明書の交付を受けている方の更新手続には、実務研修会の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会の修了証書も使用できるとした特例措置を講じています。既に届出済証明書の交付を受けている方は、上記区分によらずお申込みができます。

○受講費用（税込み）

事務研修会：30,000円 実務研修会：15,000円

○修了証書の発送について

各研修会における修了証書は、各研修を修了された皆様に一律に発送いたしますので御承知おきください。

事務研修会：課題提出締切後、結果通知と併せて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。

実務研修会：課題提出締切後、一律に修了証書を発送いたしますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

<届出済証明書の更新を希望される方へ>

届出済証明書の有効期間は、原則として3年間とされています。引き続き申請取次業務を行うためには、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、申請取次行政書士管理委員会の指定する申請取次実務研修会（更新）を1回以上受講し、有効期間の満了前に更新の手続を完了することが必要となります。お持ちの届出済証明書の有効期間及び所属単位会における更新の申出期限を確認され、余裕を持って御受講ください。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度申請取次事務研修会（新規）を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

重要なお知らせ

一般倫理研修受講について

<総務部・中央研修所>

令和5年8月31日から、全会員に5年に一度の一般倫理研修の受講が義務化されました。当該研修の受講方法等は、以下の案内を御参考としてください。

1 受講・修了期限（初回）

令和5年8月31日以降の新規登録会員は、登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講・修了してください（例：令和7年4月1日に登録⇒令和7年7月31日まで）。

【参考】次回期限（2回目以降）

前回修了日から5年後の日が属する年度の3月31日までに受講・修了してください。

（例：令和7年4月1日に修了した場合⇒令和13年3月31日）

2 受講方法

①中央研修所研修サイトにアクセス

日行連ホームページ（<https://www.gyosei.or.jp/>）にアクセスし、右上の「研修サイト」をクリック。



②中央研修所研修サイトにログインして研修を受講

中央研修所研修サイト用のID、パスワード（初回ログイン時には申込みが必要。）を入力してログイン。「講座一覧」>「義務研修」>「一般倫理研修」から一般倫理研修を受講（3時間程度）。全講座を視聴後、受講確認テストを受ける（詳細は同サイト内の説明やマニュアルを御確認ください。）。

本サイトのご利用方法は案内マニュアルをご覧ください。
 <<中央研修所研修サイト利用案内マニュアル>>
 一般倫理研修を受講の方は一般倫理研修マニュアル
 <<一般倫理研修マニュアル>>

詳しい受講方法は「一般倫理研修マニュアル」をダウンロードして御確認ください。
 ※必ず受講方法を確認した上で受講してください。

ID、パスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。

パスワードをお持ちの方
 パスワードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。
 （パスワードを忘れた方はこちら）

■はじめてのご利用の方
 通知したパスワードの期限が切れた方
 下記の「ID、パスワード申込」ボタンをクリックして申込画面へ進み、必要事項を入力してログインを行ってください。
 ※ご利用には行政書士登録番号及び受信メールアドレスが必要です。

初めて御利用の方はこちらをクリックして「ID、パスワード申込」を行ってください。

ログイン

ID、パスワード申込

（パスワード、その他研修に関するお問い合わせはこちら）

③受講確認テストに合格後、修了証を発行

受講確認テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンをクリックすることで研修が修了。

職務上請求書を購入予定の方は、同ボタンをクリック後に表示される修了証の印刷又はダウンロードをしてください。なお、職務上請求書の購入予定がない方も、修了日を確定し、受講を完了させるために、必ず同ボタンをクリックしてください。

【参考】「一般倫理研修の受講について」

日本行政書士会連合会ホームページ（お知らせ）

<https://www.gyosei.or.jp/news/20240329>



重要なお知らせ

「月刊日本行政」のメールによる発行のお知らせ機能の御利用について

<広報部>

かねてより御案内のとおり、本会会報誌「月刊日本行政」の紙版の発行及び発送は、令和7年4月号から隔月（奇数月のみ）となりました。なお、電子版は、これまでどおり毎月本会ホームページ及び会員専用サイト「連con」に掲載いたします。「月刊日本行政」の発行及び送付のデジタル化に御理解・御協力をお願いいたします。

「連con」には、「月刊日本行政」が掲載されたことを会員にお知らせするメール配信機能が搭載されています。そのメールの本文中には該当号のPDFの直接リンクや概要が記載されるなど、大変便利な機能となっていますので、是非御利用ください。「連con」のメール配信機能の利用方法は、次のとおりです。

会員専用サイト「連con」の利用登録

利用登録あり

- ① ログイン（ID・パスワードを入力）
- ② マイページ（画面右上の名前をクリック）
- ③ 変更する をクリック
- ④ 「新着月刊日本行政」を「受け取る」に変更
- ⑤ 保存 をクリック

利用登録なし

「利用登録」ボタンから利用登録。必要情報を全て入力後「受け取る」にチェックが入っていることを確認し「確認」を押す。

<https://www.gyosei.or.jp/user/register>



『月刊日本行政』発行のお知らせメールを受け取ります。
不要な場合は、チェックを外してください。

☒ 受け取る

ログイン画面へ戻る

確認

ログインページ

※ 連conにログインするには利用登録が必要です。

連conへの登録がお済みの方

ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ログインID*

半角英数字記号で入力してください

パスワード*

半角英数字記号で入力してください

ログイン

ログインIDまたはパスワードを忘れた方

ログインできない

- ログインID・パスワード
- 入力ミス
- パスワードが「Caps」
- ロックアウト状態

連conへの登録がお済みでない方

まだ利用登録をされていない方は下記よりお手続きください。

連conサイト利用登録

① ID・パスワードを
入力後にログイン

② マイページ

行政 太郎のプロフィール

ホーム / マイページ

※ ページ右上の連conロゴをクリックすると連conトップページに遷移します。

③ 変更する

登録情報

氏名 行政 太郎

変更画面

氏名 行政 太郎

ログインID uni-agi-member 変更

登録番号 00001234

所属単位 埼玉県

メール通知

新着 月刊日本行政

受け取る 受け取らない

④ 「受け取る」に変更

新着記事お知らせ

※ 選択した記事は必ずしも掲載されません。

☐ 一般公開情報
 ☐ 申請取付関係情報
 ☐ 特定行政士決定情報
 ☐ 業務開始情報・セミナー
 ☐ 運輸交通部門
 ☐ 建設・環境部門
 ☐ 農林・水産利用部門
 ☐ 社会福祉・生活福祉部門
 ☐ 福利厚生・事業証明部門
 ☐ 法務事務・成年後見部門
 ☐ 法制事務部門
 ☐ 企業支援部門
 ☐ 委員会等
 ☐ その他

⑤ 保存（保存完了後マイページへ遷移します）

保存

※このメール配信機能の利用に伴って紙版の受取停止を希望する場合は、所属単位会を通じて日行連に御連絡ください。

自主交渉援助型調停と法学教育 — 実務と学問・教育の連携に向けて —

北星学園大学 経済学部 経済法学科 教授 足立 清人¹⁾

北星学園大学の足立清人教授に、北海道行政書士会 ADR センターとの交流を通じて、自主交渉援助型調停の持つ特徴と、その特徴を生かした講義を通して実感されたその有用性について、詳しく御説明いただいた寄稿を御紹介いたします。

令和元年度から、行政書士会北海道 ADR センターの深林前副センター長を、足立が担当する「法学」、「民法Ⅱ〔債権各論〕」、「民法Ⅳ〔債権総論〕」、「ゼミナール」などの講義に招いて、臨時講師を務めていただいている。同センターが採用している「自主交渉援助型調停」の考え方や技法が、学生の専門的な法学教育だけではなく、学生教育全般に資すると考えるからである。

「自主交渉援助型調停」とは、調停人が「当事者の自己決定を最大限追求する方向で当事者間の対話を支援」して、「ゼロサムではない Win-Win の交渉を目指す」ものとされる。同調停人の役割は、当事者の「対話の交通整理をしながら当事者自身がもともと持っていた〈答え〉を見つける手伝いをする」とあるとされる²⁾。

「自主交渉援助型調停」では、調停人が「当事者

が持っている〈答え〉を、適切に引き出すための〈問い〉を立てる」能力・方法が重要であるとされる³⁾。調停人は、問いとして、紛争の複数の「課題（イシューズ）」を立て、「選択肢の開発」を行う。調停人は、紛争当事者と伴走しながら、当事者が潜在的にもっていた紛争の答えを見出すのを支援する。調停は、当事者のエンパワメントを促す調停技法であると考えられる。この過程で、調停人の「傾聴」という態度の重要性が強調される⁴⁾。調停人は、「無知な当事者に成り代わり事案から要件事実を抽出して法律に当てはめて解釈し、〈答え〉を見つけてあげるという役割」を負うわけではない⁵⁾ので、必ずしも法的知識を必要としないとされる。

深林前副センター長による自主交渉援助型調停のレクチャーや模擬実践⁶⁾では、賃貸借契約終了後の原状回復の事案を素材とする。模擬実践では、

- 1) 北星学園大学とは、札幌市厚別区大谷地に立地する地方中堅私立大学である。本稿の著者・足立は、大学院時代、法の歴史的な研究をしていたが、民法教員として就職したことから、現在は、民事法全般を研究対象にしている（が、問題意識が拡散中である）。
- 2) 入江秀晃『現代調停論 日米 ADR の理念と現実』（東京大学出版会、平成 25 年）75-77 ページを参照。入江は、自主交渉援助型調停人の役割を、産婦人科医と助産師の役割の違いを例に挙げて説明している（「妊婦が出産する場合に、産婦人科医が帝王切開する方法と、助産師が妊婦を励まし、呼吸を整えるのを手伝い、背中をさすって出産する方法が対極にある。同じ子供が生まれてくることを助けるという行為であっても、腹部を切開する手術を行うための専門家たる産婦人科医が持つべき知識と、妊婦自身の力の入れ方抜き方を教え、精神的にも支えようとする助産師が持つべき知識ではおのずと隔たりがあるのは理解されよう。これまでの法曹が医者型の専門家だとすれば、自主交渉援助型調停人は助産師型の存在である。」（76 ページ））。
- 3) 以下、入江『現代調停論』76-87 ページによる。
- 4) 足立・深林「足立・深林恭広「2020 年度『債権法講演会』」の報告」北星論集（経）61 巻 2 号 25・26 ページの深林前副センター長の指摘を参照。
- 5) 入江『現代調停論』76 ページ。
- 6) 深林前副センター長によるレクチャーや模擬実践では、池島徳大・竹内和雄『DVD 付き ピア・サポートによるトラブル・けんか解決法 指導用ビデオと指導案ですぐできるピア・メディエーションとクラスづくり』（ほんの森出版、平成 23 年）の DVD 所収の動画が効果的に利用される。

学生が、調停人役、紛争当事者役を務める。調停人役の学生は、紛争当事者役の学生の言い分を「傾聴」し、「課題（イシューズ）」を設定する。調停人役の学生は、紛争当事者役の学生の主張の交通整理を行い、両当事者の合意点を見付け出す（見付けられないこともある）。模擬調停の終了後、深林前副センター長による懇切な解説が行われる^{7)・8)}。講義の詳細については、足立・深林恭広「2020年度『債権法講演会』の報告－『自主交渉援助型調停』模擬実践を通じた学生教育－」北星論集（経）61巻2号11ページを参照していただきたい（同共著原稿は、正に実務と学問・教育の連携の成果である。「CiNii Research」（論文、図書などの学術情報を検索できるデータベース）でファイル名を検索して、ダウンロードすることができる）。

民法学は、一面では、紛争解決のための法準則を示し、利害を調整する学問である。紛争当事者の主張や利益を理解し、法準則や制度趣旨に基づいて、紛争当事者の利益衡量を行わなければならない⁹⁾。自主交渉援助型調停のレクチャーや模擬実践は、学生が民法学の基本的な思考方法を実践的に学ぶことに役立つと考える。調停人には、必ずしも法的知識は必要ないとされるが、同調停で合意した解決と、法準則や判例法理に則した解決との相違や距離を理解することは、学生にとって民法学の深い学習につながると考えられる。また、紛争当事者の主張を傾聴し合意点を見出すことに努める自主交渉援助型調停の考え方や技法は、大学の専門的学習でのグループワーク、部活・サークルやアルバイトでの人間関係の構築にも有用である。さらに、その考え方や技法は、学生が将来、社会人として仕事をしていくに当たっても有意義かつ有益だろう。学生と向き合う我々研究者にとっても、その考え方や技法は、研究・教育の両面で身に付けておかなければならないものと思われる（この点、

深林前副センター長との交流から学んだことである）。

現在、法教育は、法律実務家の取組においても一つのトピックである¹⁰⁾。法務事項の「身近な相談相手」としての行政書士の先生方の多岐にわたる業務は、大学の専門的な法学教育に限らず、法教育や私法教育にとっても有益な素材を提供できると考えられる。法教育の分野でも、行政書士の先生方の活躍を期待したい。

過去6年間の交流を土台に、北海道会の宮元会長を始めとした同会の先生方の御厚意と尽力で、令和7年5月19日、同会と北星学園大学及び北星学園大学短期大学部との間で、双方が有する人的・学術的資源を活用することで、地域の発展に寄与するために、相互連携・協力に関する協定を締結した¹¹⁾。本協定に基づき、今後、①法律・経営・福祉に関わる業務に取り組む行政書士の外部講師としての派遣、②行政書士と本学の研究者との学術交流・共同研究の実施、③学生への実務教育の提供など、具体的な連携と協力を模索し展開していく。私見では、法律実務家（実務）と研究者（特に、法学者）（学問）との深い連携は、あまり見られないように思われる。同協定を契機に、北海道会（実務）と本学（学問）の間に、Win-Win かつワクワクするような連携・協力関係を構築していきたい¹²⁾。

略歴

平成15年	早稲田大学大学院法学研究科民事法学専攻 博士後期課程単位取得満期退学
平成17年	旭川大学経済学部経済法学科 助教授
平成20年	北星学園大学経済学部経済法学科 准教授
現在	北星学園大学経済学部経済法学科 教授

7) 深林前副センター長による講演では、行政書士の業務も解説していただいている。学生は、行政書士試験の受験を考え始める。

8) 講演で取り上げた事案については、次回の講義で、足立が法的な解説を行っている。

9) 法律学の学習では、議論が重要である。議論の技法などを説く書籍は多いが、まずはプラトン著・久保勉訳『ソクラテスの弁明・クリトン』（岩波文庫、昭和25年）を参照するべきである。

10) 特に弁護士会による法教育活動が、精力的に展開されている。法と教育学会ウェブサイト (<https://gakkai.houkyouiku.jp/>) を参照（令和7年6月11日閲覧）。

11) 北海道会としては、初の大学との協定である。協定の詳細については、北海道会会報誌「行政書士北海道」No.361（2025年夏）号所掲の拙稿（16-17ページ）を参照。

12) 北海道会に限らず、連携・協力の機会があれば、足立（adachi@hokusei.ac.jp）まで御連絡いただけると有り難い。

Pick UP! 単位会

各単位会の取組をお知らせします。

石川県

行政書士会

令和6年能登半島地震の被災地域支援活動が認められ環境大臣表彰を拝領しました

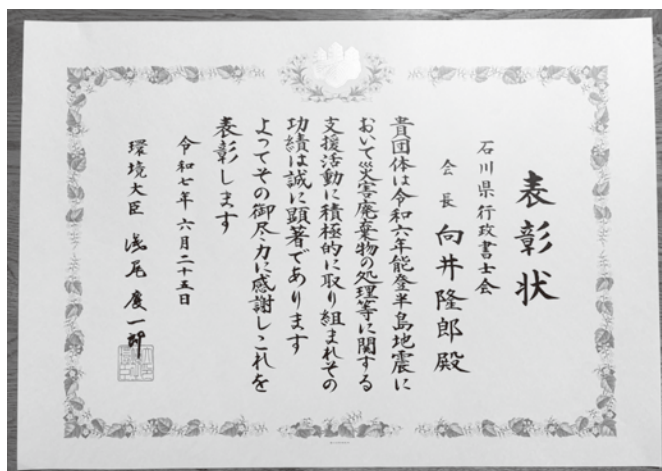


6月25日、環境省第一会議室において、「令和6年度大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害対応支援環境大臣表彰」の表彰式が行われました。

石川会では、能登半島地震で被災された方々の公費解体の申請に関し、輪島市・珠洲市・七尾市と業務委託契約を交わして支援活動を続けてきました。具体的には、公費解体・撤去に係る申請支援や相続手続が未了の方々の相続関係の調査・確認作業を行っています。

遺産分割協議が終わっていない状態で公費解体を実施するには、原則、相続人全員からの同意を得る必要があり、相続人調査が欠かせません。そのため、平日はフルタイムで各市役所内等に当会の会員が常駐し、市の職員と協力しながら、窓口業務等を担ってきました。また、被災地（輪島市・珠洲市）は石川県の北端であるため、約1年間、2泊3日の交代制でシフトを組んで対応してきました。

この度の環境大臣からの表彰は、当会の支援活動を評価していただいたものと、至極光栄に存じます。石川県なりわい再建支援補助金等の被災事業者への支援活動は、震災から1年半以上経った現在でも今まで以上の協力を求められています。今回の表彰を励みに、引き続き復興支援活動に尽力してまいります。



愛知県

行政書士会

「改正行政書士法についての説明会」を開催しました



愛知会では、7月31日、名古屋市ミッドランドホールにおいて、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）から3名の講師を迎えた改正行政書士法についての説明会を開催いたしました。

宮本日行連会長からは、「強い行政書士制度を創る」ために、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念と、今回の法改正を受けた日行連が進む方向性が示されました。

常住日行連名誉会長からは、法改正に至る経緯を詳細に御説明いただきました。多くの困難に直面しながら、それでも今回の大改正が多くの方々の熱意によって成し遂げられたことを、お話しいただきました。

さらに、日行連のデジタル推進本部長でもある関谷日行連常任理事からは、法改正がもたらす行政書士業務の展望を、デジタル業務に関する視点から御解説いただき、「デジタルによる行政手続のことで相談するなら行政書士」という国民的な理解を浸透させることが重要であると強く語られました。

説明会には220名を超える会員からの申込があり、改正行政書士法への関心の高さを感じられました。



令和7年度行政書士制度PRポスターの撮影現場から

<広報部>

広報部では、毎年10月に実施している行政書士制度広報月間事業の一環として、行政書士制度PRポスターを作成し、各单位会や各自治体、関係団体などに配付し、掲示の御協力をいただいています。

本年度のポスターモデルは、卓球金メダリストの水谷隼(みずたに じゅん)さんです。

バラエティ番組やCMを始め、スポーツキャスターなど様々な分野で大活躍中の水谷さんには、今回も多忙を極めるスケジュールの合間を縫って、令和7年3月6日、関係者立会いの下でポスター撮影に臨んでくださいました。

水谷さんは、幼少期から卓球を始め、日本のみならず数々の世界的ビッグタイトルを獲得するなど、卓球史にその名前を残す御活躍をされてきました。競技引退後も、タレントやスポーツキャスターを始め様々な分野で御活躍されています。そんな水谷さんですが、撮影では様々な表情やポーズを見せてくださいました。さらに、サブライズで水谷さんが実際に使用していた卓球ラケットを披露され、PR動画撮影時にはそのラケットを使って撮影現場を盛り上げてくださるなど、撮影は順調に進みました。また、当日は日行連公式キャラクターのユキマサくんとの記念撮影にも快く応じてくださり、撮影は無事に終了いたしました。

ポスター撮影の後に収録いたしました行政書士制度PR動画については、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間限定で日行連のYouTubeチャンネルにて公開していますので、お見逃しのないよう是非御覧ください。

本年度も広報部一丸となって行政書士制度のPR活動に努めてまいりますので、御理解御協力のほどよろしくお願い申し上げます。



日行連のYouTubeチャンネルにて
制度PR動画公開中



PROFILE

みずたに じゅん
水谷 隼

静岡県出身。5歳から卓球を始める。当時史上最年少の17歳で全日本卓球選手権で優勝。その後、前人未踏の10回優勝を達成。4大会連続で国際総合競技大会に出場し、2016年には男子シングルスで日本人初となる銅メダルを獲得。2021年(2020年大会)には混合ダブルスで日本卓球界史上初の金メダルを獲得し、初代チャンピオンとなる。同年現役を引退。現在は、タレント、スポーツキャスター、卓球解説、講演活動など多方面で活躍中。

業務情報の宝庫 中央研修所研修サイトを御利用ください

中央研修所
副所長 関口 隆夫



1. はじめに

中央研修所研修サイト（以下「研修サイト」という。）では、常時 150 本以上のコンテンツを VOD（ビデオ・オン・デマンド）で公開し、会員の皆様に提供しています。会員であれば、一部有料の VOD を除いて全て無料で、いつでも、どこでも、何度でも、視聴することができます。しかしながら、会員の利用率はあまり芳しい状況ではありません。研修内容は有識者や各行政庁による最新の情報を網羅しており、正に「情報の宝庫」と言えるものです。これを利用しないのは「宝の持ち腐れ」と言えましょう。

一昨年から「一般倫理研修」が義務化され、多くの会員が一度は研修サイトにアクセスしたはずですが、それが次の段階である VOD 講座の利用につながっていない現状です。

2. 果報は寝て待て？

「果報は寝て待て」ということわざがあります。結構誤解されていることわざのようで、何も努力しなくても幸運が訪れるまで待っていれば良いという意味ではなく、一生懸命努力した上で好結果を期待して待つ、というのが本来の意味だそうです。インターネットや SNS の急激な伸張で、様々な情報が氾濫して玉石混交状態にあり、適切な情報選択を誤ると思わぬ被害を受けることも珍しくない時代です。今般の行政書士法改正（令和 8 年 1 月 1 日施行）により使命規定が創設され、併せて行政書士のデジタル社会への貢献が職責規定として新設されました。我々行政書士はデジタル技術を向上させることはもちろんですが、取得した情報を整理した上で依頼者に提供し、「国民の権利利益の実現」に資していかなければなりません。つまり、いかに正確で信頼に値する情報を取得するかがポイントとなるわけです。その意味で前述したように、研修サイトで公開中の VOD の内容は、正確かつ信頼できる一級の情報です。待ちの姿勢ではなく、自主的・主体的に必要な情報を取得するために、是非、多くの会員に研修サイトにアクセスしていただき、情報の取得の結果としての「果報」を得ていただきたいと思います。

3. おわりに

改正行政書士法の目玉である、「特定行政書士」の職務範囲の拡大により、許認可申請における行政手続法の理解が今まで以上に重要となってきました。今後、中央研修所では、特定行政書士に関する VOD の充実を目指してまいる所存です。あわせて、「不服申立て」に関する実務能力の向上を図るため、特定行政書士ブラッシュアップ研修の一環として、セミナー形式やリアル研修の開催も計画していきたいと考えていますので、どうぞ御期待ください。

《中央研修所研修サイト利用の御案内》

- ①「日行連のホームページ」のトップページのバナー又は右記 QR コードから中央研修所研修サイトへアクセス。
- ② ログイン画面から、8 桁の ID とパスワードを入力し、ログイン。
※初めて御利用の場合は、利用登録が必要です。
- ③「講座一覧」から受講する講座カテゴリを選択して受講してください。



5日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(96件)
- (2) その他

6日

水

正副会長会**【協議事項】**

- (1) 常任理事会の合議事項等について
- (2) 全行団の事務所移転について
- (3) 本年度日行連と各地方協議会との連絡会の対応について
- (4) その他

常任理事会(～7日)**【合議事項】**

- (1) 専門員の登用について
- (2) 各部・委員会等全体会議について
- (3) 本年度会長会のテーマについて
- (4) 大韓行政士会の訪日対応について
- (5) 本年9月開催の建設業セミナー2025秋について
- (6) 「著作権法施行規則の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントについて
- (7) 本年度地協連絡会の資料について
- (8) その他

7日

木

大規模災害対策本部**【協議事項】**

- (1) 災害復興支援員派遣部について
- (2) 災害ケースマネジメント全国協議会について
- (3) その他

法改正推進本部会議**【協議事項】**

- (1) 行政書士法改正の推進について
- (2) その他

19日

火

登録委員会**【登録審査】**

- (1) 審査件数(125件)
- (2) その他

21日

木

許認可業務部**建設・環境部門会議****【協議事項】**

- (1) 建設業セミナー2025秋について
- (2) 電子車検証の対応について
- (3) デジタル庁訪問について
- (4) VOD対応について
- (5) その他

許認可業務部**国際・企業経營業務部****【協議事項】**

- (1) 専門員の登用について
- (2) 関係省庁・団体への挨拶回りについて
- (3) VOD・セミナーについて
- (4) SARTRASの助成事業について
- (5) 著作権教育Eネットワークの活動について
- (6) 不正商品対策協議会への対応について
- (7) その他

22日

金

国際・企業経營業務部**国際部門会議****【協議事項】**

- (1) 本年度事業計画及び予算について
- (2) 新執行体制における部署別課題事項について
- (3) 専門員の登用について
- (4) 特定技能分野別シートについて
- (5) 監理措置制度について
- (6) 単位会からの照会について
- (7) 関係省庁の訪問趣旨及び日程について
- (8) その他

29日

金

国際・企業経營業務部**企業支援部門会議****【協議事項】**

- (1) 本年度事業計画及び予算について
- (2) 新執行体制における部署別課題事項について
- (3) 本年度スケジュール案及びメンバー選定等について
- (4) 専門員の登用について
- (5) 月刊日本行政への執筆について
- (6) 日本政策金融公庫コラム記事の執筆に係る担当(12月号)について
- (7) 全国商工会連合会との連携事業について
- (8) 関係省庁等への訪問趣旨及び日程について
- (9) その他



コスモス Information

行政書士後見関連団体合同研修会レポート (その1)

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター

常任理事・広報委員長 曾根 寧之



7月31日、東京都行政書士会地下講堂にて、行政書士後見関連団体による合同研修会が開かれました。これは、行政書士で構成される成年後見に関する専門職団体である、(公社)コスモス成年後見サポートセンター、(公社)成年後見支援センターヒルフェ、(一社)北海道成年後見支援センター、NPO法人おかやま成年後見サポートセンターの4団体が共催し、日行連の後援により開催されたものです(以下団体名をそれぞれ、コスモス、ヒルフェ、北海道、おかサポと称します。)

なお、本合同研修会の内容は後日VOD化される予定ですので、各団体の会員の皆様におかれましては是非御視聴ください。

1. 経緯

まず、この合同研修会の実施に至った経緯を簡単に御説明いたします。平成12年に成年後見制度が開始された当初、行政書士による制度に関する活動は限定的ではあったものの、平成22年にコスモスが日行連により全国団体として設立されて以降、それまで各地域で既に活動されていた団体との合流を果たしながら、今では全国に42支部を設置することができました。その一方で、ヒルフェ、北海道、おかサポも各地域で着実に実績を積み重ねられ、コスモスとは協定という形で協力体制を築いています。

コスモスは日行連から寄付金の支援を受けており、コスモスが行う公益事業の更なる促進に役立てるとともに、コスモスを中心に関係団体を含めた全国的な取組の推進に活用されることが求められています。

これまで4団体は様々な形で意見交換を重ねてきましたが、本年度に入り合同事業に関するプロジェクトチームを立ち上げ、この度本合同研修会を実施する運

びとなりました。

2. 研修会の内容

本研修会では、日本成年後見法学会の高橋弘副理事長を講師としてお招きすることができました。高橋先生は、国内大手建設機械メーカーでの勤務を経て司法書士に登録され、中央大学法学部の新井誠教授の指導の下、我が国初の成年後見専門誌『実践成年後見』の企画・立案に携わり、現在も同誌編集委員を務められています。また、成年後見に関する世界会議にも数多く出席し、報告者やパネリストとして登壇されています。現在は埼玉県内で、司法書士法人を運営する傍ら、日本成年後見法学会副理事長、中央大学研究開発機構教授(客員研究員)、成年後見に関する各種委員会長、裁判所民事家事調停委員・司法委員など多くの役職を兼任されています。行政・司法・民間が三位一体となる地域連携ネットワークづくりにも積極的に参画され、令和7年春には藍綬褒章を受章されました。



ヒルフェでは高橋副理事長による研修会が定期的に行われているとのことでした。学術的な話題に限らず、

法定後見の実務をテーマにされることもあるようで、どのような内容が大変興味深く感じました。今回は、『超高齢社会の日本からみた世界の成年後見制度—我が国現状の課題と今後の方向性—』という演題で御講演を賜りました。

御講演では、成年後見制度の概要から始まり、近接制度として位置付けられる任意代理や家族間信託との比較、そして我が国における制度の歩みについて御解説いただきました。冒頭で、「日本の高齢化率は29%を超え、アメリカの17%などと比べると世界で断トツの数字であるところ、日本の成年後見制度について『海外はこうだから日本も』と考えるのも重要だが、世界も日本の動向に注目していることも認識し、行政書士の皆さんとも成年後見の担い手を務める重い責任と一緒に共有していきたい。夢を共有して未来へと向かっていきたい」とのお言葉が印象的でした。

続けて、成年後見制度へのいくつかの誤解についても御紹介いただきました。その一つとして「成年後見制度は不正を招く?」という誤解について、平成26年に最高裁が後見人の横領事件に関する統計を公表し、それが大きく報道されたことが一つの要因ではないかと指摘されました。もちろん後見人による不正事案が存在していることは事実ですが、公的機関の監督という良質な安全装置が付いている成年後見制度の特徴が適切に機能した結果、不正事案が可視化され、更なる被害の防止にもつながるという御説明がありました。近年では不正事案は減少傾向にあるものの、油断は禁物であり、自分たちが再確認すべきなのは、「専門職という職能集団で一人でも不正があれば全体の評価を損なう。絶対にしてはならないし、危なくなったら自

分で休む覚悟が必要。常に自分が大丈夫かと反すうして実務に当たることを忘れてはいけない」という言葉が専門職に求められる高い倫理観の原点として心に響きました。

御講演の後半では、制度の現状と課題、世界の潮流とそれへの対応、民法改正を含めた今後の方向性等についてお話がありました。これまでの硬直的と言われる制度から、法的能力の制限を最小限に抑え、本人の意思や好みに伴走し、Supported decision-making（意思決定支援）を目指す世界の潮流とのバランス（調和）が重要であるとされ、今行われている成年後見等関係の民法改正についての基本的な解説がなされました。日本が既に直面している超高齢社会においては、事が起きてからではなく、事前の備えが大切であり、そのためには任意後見制度の利用促進が優先されるべきであるとの考えが示されました。その中の検討課題として、監督人や監督の在り方をどうするかという議論の中で、政府があらかじめ認可・認証により資格を付与した公的団体や個人をリストアップし、利用者が自由に選択できるような仕組みはどうかという提案がありました。高橋副理事長はこれにより、家族・親族間での利用を促進し、土業の活用を促しながら、干渉介入の抑制、安全の確保、負担の軽減を図るお考えでした。

そのほかにも、国際的でかつ実務者である高橋理事長ならではの視点で語られました。その模様は是非VODで御視聴いただきたく存じます。

次号では、研修会当日の様子と各団体代表者へのインタビューの模様をレポートいたします。



行政書士業務パンフレットの御案内

日行連広報部では、行政書士制度を国民に広く周知することを目的として、行政書士業務パンフレットを作成しました。

本パンフレットは、従来の「行政書士活用ガイド」の改訂を検討する中で、広報ツールとしての利便性を第一に考え、相談内容に応じて業務を御紹介いただけるよう、主な業務別に作成しています。

会員の皆様や各单位会において、必要に応じてそれらを組み合わせて活用していただけるよう、会員専用サイト「連 con」の「ライブラリ」内「パンフレット等」のページに PDF データを公開していますので、是非御活用ください。

掲載ページ

会員専用サイト「連 con」>ライブラリ>パンフレット等
<https://www.gyosei.or.jp/members/library/panf>



「おしごと年鑑 2025」 の御紹介

[illegible]

行政書士の業務について子どもにも
わかりやすく説明されています。



—2024 年度実績— 協賛：118 社 寄贈：72,500 部



会員の動き

登録者数（令和7年8月末日現在）

合 計		54,017 名	
内 訳	男	44,815 名	女 9,202 名
個人事務所開業	男	41,923 名	女 8,190 名
行政書士法人社員	男	2,122 名	女 435 名
個人使用人行政書士	男	415 名	女 285 名
法人使用人行政書士	男	355 名	女 292 名

法人会員（令和7年8月末日現在）

法人会員数	1,606
法人事務所数	1,866
主たる事務所数（行政書士法人数）	1,349
従たる事務所数	517

異動状況（令和7年8月中の処理件数）

新規登録	合 計		254 名
	内 訳	男	192 名
		女	62 名
登録抹消	合 計		86 名
	内 訳	男	72 名
		女	14 名
抹消内訳	廃 業		65 名
	死 亡		20 名
	その他		1 名

御協力をお願い～日本行政を正確・迅速にお届けするために～

日本行政は、行政書士名簿にある会員の事務所所在地と当該会員の氏名を表記して発送しています。

- お届け先に事務所名の表示のみで会員氏名の表示がないため返送される事例が多くあります。事務所の入口に会員氏名を明確に表示してください。
- 事務所所在地に変更があった場合は、速やかに所属単位会にお届けください。

広報部では日本行政が返送されてきた場合は、所属単位会に宛名の調査依頼を行うとともに、それが確認されるまで発送を停止いたします。

- 発送停止の解除は、所属単位会に依頼した宛名調査の結果に加え、事務所所在地の変更があった場合は、所属単位会を通じ日行連登録委員会に提出される変更登録申請の処理結果により行います。

事務所所在地に変更がないのに日本行政が届かなくなった場合は、お早めに日行連事務局までお問い合わせください。

- 発送停止期間中の紙版のバックナンバーを希望される場合は、在庫管理上、直近発行号を含む最長6か月まで（令和7年度以降は奇数月号に限る）とさせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

広報部員のひとり言

from EDITORS（奥野）

今期から広報部次長を拝命いたしました奥野と申します。単位会では担当副会長時代を含め、広報部の業務に約8年間携わってまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

本号では「広報月間」や本年度のポスターについてなど、広報部からいくつかお知らせいたしました。来年1月1日施行の改正行政書士法につきましては、多くの方が粉骨砕身して推進に御尽力くださったものと伺っています。今後、各部・委員会からの記事が続々と掲載される予定ですので、本誌『月刊日本行政』を通して、日本行政書士会連合会の取組に是非関心をお寄せいただければ幸いです。本誌では、今後も様々な情報発信に努めてまいりますので、変わらぬ御愛読を賜りますようお願い申し上げます。

月刊 日本行政 10月号

第635号 令和7年9月25日発行

発行人 宮本 重則
 発行所 日本行政書士会連合会
 〒105-0001
 東京都港区虎ノ門四丁目
 1番28号
 虎ノ門タワーズオフィス10階
 TEL 03-6435-7330
 FAX 03-6435-7331
 製作・印刷 日本印刷株式会社

【広報部】 部長 伴 将史
 次長 奥野慎太郎
 部 員 成田真利子
 大門 則亮
 益子 光宣
 吉田 明浩
 野崎 晃



月刊 日本行政 10月号

令和7年9月25日発行（毎月1回）

発行所：日本行政書士会連合会

発行人：宮本 重則

編集人：伴 将史

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス10階